

14. ご利用料金について

《共通項目》

交通費	保険種別・地域を問わず無料とさせていただきます。
キャンセル料	当日キャンセル・到着後のキャンセルも含め、無料とさせていただきます。

《介護保険》 ※ 表示料金は1割負担の場合の料金になります。また、()内は2割負担の場合の料金になります。

保健師・看護師による訪問

20分未満	310円	(620円)
30分未満	463円	(926円)
30分以上60分未満	814円	(1,628円)
60分以上90分未満	1,117円	(2,234円)

准看護師による訪問

保健師・看護師による訪問の90%の料金となります

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問

20分(1回)	302円	(604円)
40分(2回)	604円	(1,208円)
60分(3回)	816円	(1,632円)

- ・60分(3回)の訪問をご利用いただいた場合は、10%減額となります。
- ・60分の料金は、小数点以下の端数処理の関係で上記料金となります。
- ・ご利用いただけるのは週に6回(60分×2回、40分×3回等)までとなります。

時間外の訪問

早朝(6:00～8:00)	25%加算
夜間(18:00～22:00)	25%加算
深夜(22:00～6:00)	50%加算

初回加算 300円/回 (600円)

新規ご利用時や、2ヶ月以上ご利用がない状態が続き、再開時に計画書を新たに作成した場合に算定させていただきます。

緊急時訪問看護加算 ※1 540円/月 (1,080円)

利用者様・ご家族様等からの電話相談や計画外の訪問にご対応させていただく為の加算になります。

特別管理加算(Ⅰ) ※1 500円/月 (1,000円)

在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理・気管カニューレ・留置カテーテル

特別管理加算(Ⅱ) ※1 250円/月 (500円)

在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理
在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理または在宅肺高血圧症患者指導管理
人工肛門又は人工膀胱・真皮を越える褥瘡・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

退院時共同指導加算 600円/回 (1,200円)

病院・有床診療所・介護老人保健施設に入院・入所中の利用者様が、退院・退所する際に、主治医の先生等と連携し在宅生活における指導・助言等をさせていただき、その内容を書面でお渡しさせていただいた場合に算定させていただきます。

長時間訪問看護加算 300円/回 (600円)

特別管理加算を算定させていただいている利用者様が、90分以上の訪問看護をご利用いただいた場合に算定させていただきます(特別管理加算算定対象外の利用者様は90分以内のサービス提供になります)。

複数名訪問看護加算 30分未満 254円/回 (508円)

30分以上 402円/回 (804円)

1名でのサービス提供が難しく、2名以上でご訪問させていただいた場合に算定させていただきます。

看護・介護職員連携強化加算 250円/月 (500円)

訪問介護事業所様と連携し、たんの吸引等が必要な利用者様の計画作成や訪問介護員(ヘルパー)さんへのアドバイス等を行った場合に算定させていただきます。

※たん吸引等…口腔内の吸引・鼻腔内の吸引・気管カニューレ内部の吸引・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養及び経鼻経管栄養

ターミナルケア加算 2,000円 (4,000円)

所定の要件を満たし、ターミナルケアを行った場合に算定させていただきます。

要支援1及び要支援2の利用者様はご利用いただくことができません。

サービス提供体制強化加算 ※1 6円/回 (12円)

厚生労働省が定める基準に適合している事業所が算定させていただく加算となります。

基準:職員の定着率、事業所内外での研修等。

※1 要介護度ごとの区分支給限度基準額の算定の対象外となります。

要支援1～要介護5の介護認定をお受けになっている場合でも、医療保険適用となる場合がございます。医療保険適用になる場合についての条件は、『介護認定を受けていても医療保険適用となる疾病等』をご参照ください。

《医療保険》 記載されている料金の自己負担割合に応じた料金をご負担いただきます。

訪問看護基本療養費(Ⅰ)

保健師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問

週3日までの訪問 5,550円

週4日目以降の訪問 6,550円

准看護師による訪問

週3日までの訪問 5,050円

週4日目以降の訪問 6,050円

訪問看護基本療養費(Ⅱ)

同一日2人まで

保健師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問

週3日までの訪問 5,550円

週4日目以降の訪問 6,550円

准看護師による訪問

週3日までの訪問 5,050円
週4日目以降の訪問 6,050円

同一日3人以上

保健師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問

週3日までの訪問 2,780円
週4日目以降の訪問 3,280円

准看護師による訪問

週3日までの訪問 2,530円
週4日目以降の訪問 3,030円

訪問看護基本療養費(Ⅲ) 8,500円

訪問看護管理療養費

月の初日 7,400円
2日目以降 2,980円

在宅悪性腫瘍患者指導管理
在宅気管切開患者指導管理
気管カニューレ
留置カテーテル

24時間対応体制加算 5,400円/月

特別管理加算(重症度等の高い方) 5,000円/月
特別管理加算 2,500円/月

在宅自己腹膜灌流指導管理
在宅血液透析指導管理
在宅酸素療法指導管理
在宅中心静脈栄養法指導管理
在宅成分栄養経管栄養法指導管理
在宅自己導尿指導管理
在宅人工呼吸指導管理
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
在宅自己疼痛管理指導管理
在宅肺高血圧症患者指導管理
人工肛門または人工膀胱
在宅患者訪問点滴注射管理指導

訪問看護情報提供療養費 1,500円/月

長時間訪問看護加算 5,200円/週1回

緊急訪問看護加算 2,650円/1日1回

乳幼児加算(3歳未満) 500円/1日

幼児加算(3歳以上6歳未満) 500円/1日

早朝(6:00~8:00) 2,100円加算

夜間(18:00~22:00) 2,100円加算

深夜(22:00~6:00) 4,200円加算

複数名訪問看護加算

保健師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

4,300円/週1回

准看護師

3,800円/週1回

難病等複数回訪問加算

1日に2回訪問した場合 4,500円/日

1日に3回以上訪問した場合 8,000円/日

退院時共同指導加算 6,000円/回

特別管理指導加算 2,000円/回

退院支援指導加算 6,000円/回

在宅患者連携指導加算 3,000円/月1回

在宅患者緊急時カンファレンス加算 2,000円/月2回まで

ターミナルケア療養費 20,000円/回

医療保険による訪問看護は、原則週3日までのご利用となります。但し、次の条件に該当する場合は、週4日以上のご利用が可能です。

- ① 『介護認定を受けていても医療保険適用となる疾病等』に該当する場合
- ② 医療保険の特別管理加算に該当する場合

《各種保険を利用しない訪問看護・リハビリ(自費による訪問)》

30分未満	4,000円
30分以上60分未満	8,000円
60分以上90分未満	11,000円
90分以上以降30分単位で	3,000円ずつ加算

- ① 上記料金は消費税込みの料金です。
- ② 主治医から交付を受ける訪問看護指示書が必要です。

《その他》

- ① 当ステーションでは、労災保険指定訪問看護事業者の指定を受けておりますので、労災保険を利用した訪問看護・リハビリもご利用いただけます。
- ② 生活保護法の指定を受けております。
- ③ 各種公費負担によるサービス提供を行っております。
『(特)特定疾患医療受給者証』や『(身)重度心身障がい(児)者医療証』等をお持ちの方はお申し出ください。自己負担が軽減される場合があります。
- ④ 当ステーションのリハビリは、医療機関での通院によるリハビリや通所リハビリテーション(デイケア)と併用してご利用いただくことが可能です。
- ⑤ ご自宅(一戸建・アパート・マンション等)以外への訪問に関して、一定の規制がございます。比較的小さいお問い合わせの多い事例は下記の通りですが、詳細条件により変わる場合がございますので、当ステーション宛ご相談ください。

○…訪問可能 ×…訪問不可 △…可能な場合があります

訪問先	介護保険	医療保険			自費
		末期がん	厚生労働大臣が定める疾病等	特別訪問看護指示書	
認知症対応型共同生活介護	×	○	○	○	○
特定施設入居者生活介護	×	○	○	○	○
外部サービス利用型 特定施設入居者生活介護	△(※A)	○	○	○	○
短期入所生活介護	×	×	×	×	○
短期入所生活介護(特養併設)	×	○	×	×	○
小規模多機能型居宅介護(通い)	×	×	×	×	○
小規模多機能型居宅介護(宿泊)	×	○	○	○	○
小規模多機能型居宅介護(自宅)	○	○	○	○	○
住宅型有料老人ホーム	○	○	○	○	○
サービス付き高齢者向け住宅	○	○	○	○	○
(旧)適合高齢者専用賃貸住宅	○	○	○	○	○
(旧)高齢者専用賃貸住宅	○	○	○	○	○
(旧)高齢者向け優良賃貸住宅	○	○	○	○	○
(旧)高齢者円滑入居賃貸住宅	○	○	○	○	○
ホテル・旅館等の宿泊施設	×	×	×	×	○
勤務先	×	×	×	×	○
入院中の一時帰宅	×	△(※B)	△(※B)	△(※B)	○
宅老所 (住宅型有料老人ホーム等未届の場合)	×	×	×	×	○

※A 当ステーションと委託契約を締結している場合は、訪問可能な場合があります。

※B 入院中1回まで。但し、厚生労働大臣が定める疾病等・特別管理加算に該当する場合は、入院中2回までとなります。